

光市記者発表資料

平成30年11月13日

件名

光市職員の懲戒処分について

内容

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1 処分日

平成30年11月13日(火)

2 被処分者(1名)

(1) 所属 福祉保健部

(2) 補職 主事

(3) 性別 男性

(4) 年齢 32歳

3 処分内容

戒告

4 処分理由

地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反:交通事故

5 事実の概要

平成30年7月20日(金)午前8時頃、光市光井の市道において左折する際に左方面から来た相手方自転車と接触し、相手方が転倒した。これにより相手方に対して全治3週間の通院加療を負わせた。

6 その他

被処分者への処分と併せて、所属部課長に対して副市長から口頭による嚴重注意を行いました。

問合せ

担当課 総務課 人事研修係

担当者 讃井 健太郎・加川卓治 電話 0833-72-1402